

(3) 居住面積水準

持ち家と借家の居住面積水準以上の世帯の割合をみると、平成20年の東京の最低居住面積水準（注1）以上の世帯の割合は、総数で78.9%となっており、全国の90.3%に対し、東京都は11.4ポイント低い。

一方、誘導居住面積水準（注2）の世帯の割合は、全国の54.1%に対し、東京都は36.9%と17.2ポイント低い。

また、持ち家と借家の誘導居住面積水準以上の世帯は、持ち家が59.6%、借家が21.0%となっており、持ち家が借家に比べて高くなっている。

住宅の所有関係別居住面積水準以上の世帯の割合で、平成15年と比較すると、持ち家では最低居住面積水準以上及び誘導居住面積水準以上ともに上昇しているが、借家では両方とも低下している。（表10、図10）

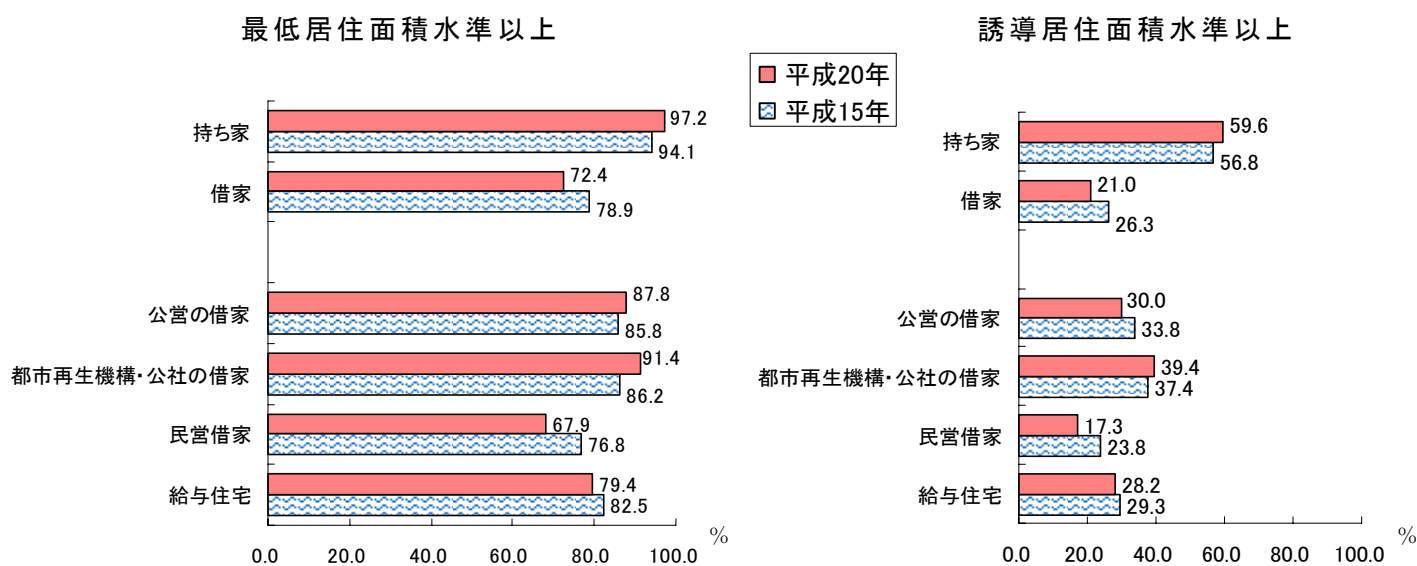
表10 持ち家と借家の居住面積水準以上の世帯の割合—全国・東京都

（単位：％）

	全国		東京都			
	平成20年		平成20年		平成15年	
	最低居住面積水準以上	誘導居住面積水準以上	最低居住面積水準以上	誘導居住面積水準以上	最低居住面積水準以上	誘導居住面積水準以上
総数	90.3	54.1	78.9	36.9	81.6	38.6
持ち家	99.3	72.0	97.2	59.6	94.1	56.8
借家	82.6	28.1	72.4	21.0	78.9	26.3

注) 最低居住面積水準及び誘導居住面積水準ともに、「不詳」を含む。

図10 住宅の所有関係別居住面積水準以上の世帯の割合—東京都（平成15年・平成20年）



注1) 最低居住面積水準とは、世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として、必要不可欠な面積水準。

注2) 誘導居住面積水準とは、世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅面積水準。（<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/1-2.htm#10>）